

福島県中小企業等グループ補助金よくある質問について

(説明会用)

令和4年5月18日
福島県商工労働部経営金融課

ここでは、これまでのグループ補助金（東日本大震災等）の運用において、特に多いご質問について記載しております。

なお、本日記載していないご質問は、福島県商工労働部経営金融課のホームページに、「Q&A」という形で掲載する予定でありますので、後ほど御確認ください。

※ グループ補助金では、個別事例が多く、1件1件を国へ協議しながら進めております。

※ 本日も紹介する質問及び掲載予定のQ&Aに記載のない事例については、事前に県へご相談ください。

※ 本資料及びQ&Aなどの最新の資料は、「福島県商工労働部経営金融課」のホームページに随時、最新のものを掲載する予定です。

運用や様式が変更となる場合がございますので、必ず最新の情報をもとに申請等を行ってください。

【重要】全体の注意事項

1 補助対象経費について

補助対象経費は、各補助事業者からの**工事業者等**への支払いは、一旦各補助事業者が支払い全額を負担することとなりますので御注意ください。

2 消費税等及び振込手数料の取扱い

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）及び銀行振込の際の振込手数料については、この補助金では**補助対象経費として認められません**。

事業費は全て消費税等抜き金額ですので消費税等を含まず積算・申請・報告をお願いします。消費税等が内税の場合は割り戻して**税抜き価格**としてください。

3 補助事業者から工事業者等への支払方法

補助事業の実施に当たっては原則として専用の通帳を作成いただきその口座からのお振り込み等でお支払いください。

補助金交付決定を受けた後 速やかに本補助事業で使用する専用の通帳を1冊作成し支出は全てその通帳から振込み又は引落として支出されますようお願いいたします。

またやむを得ず現金での支払いとなる場合でも支払内容支払額を明らかにし必要額をその通帳から引き出して支出されますようお願いいたします。

※ 小切手・手形での支払いの場合には回し手形（裏書譲渡された手形）の使用はできませんので御注意ください。

また、小切手・手形での支払いの場合には必ず事業期間内に振出・支払いがされる小切手・手形としていただきますようお願いいたします。

4 補助金専用元帳の作成について

補助金専用の元帳や通帳については補助事業により取得した施設・設備の会計管理を他の資産と区別するためにできる限り作成をお願いします。

ただし、補助金専用の元帳や通帳を作成していない場合においても補助金の対象となっている施設・設備の支払状況が確認できる元帳 通帳の写しを準備していれば結構です。

(問1) 施設、設備の所有者以外が修繕等を行った場合、修繕を行った者が補助対象事業者となることができるか。

(答) ○ 補助対象事業者は、必ず所有者となります。このため、所有者以外の者が修繕等を行っても、補助対象事業者は所有者となります。この場合、原則として、所有者がその修繕等費用を、修繕等を行った者に対して支払った場合に所有者に対して補助金を支払うことになります。

(問2) 施設・設備の規模が被災前より大きくなってもよいか。

(答) ○ 施設・設備の復旧にあたっては、原則として、被災前の規模や機能、性能と同等以下であることが必要となりますが、原状回復（被災前の状態に戻す）に要する費用に対する助成の範囲内において、防災・減災に資するような改良（補強）を行うことは可能です。

○ 施設の復旧において、建替が可能な場合に、新たな機能等の付加がなく、現在の建築基準法を最低限クリアするための単なる面積の増加や構造の変更（例：30年前の建築基準法で建てられた木造（現在は基準不適合）→現在の基準を満たすために鉄骨造とするなど）を行うことは可能ですが、補助対象経費は原状回復に必要な経費を上限としますので、実際に行う工事とは別に原状回復工事の見積書の提出が必要となります。

○ 被災前の施設・設備の復旧では、事業の再開や継続、売り上げ回復が困難な場合に、認定経営革新等支援機関の支援を受けながら新たな需要開拓等を見据えた取組みを行うこと（新分野事業※）により、原状復旧に必要な経費を上限として当初の施設の機能に効用を付加し、または大幅な構造変更を伴うことも認められる場合がございます。

(問3) 施設・設備の規模が従前よりも小さくなってもよいか。

(答) ○ 施設・設備等の復旧に際して、被災前の施設・設備よりも同等以下（規模縮小）とすることは可能です。被災後の事業環境等を考慮のうえ、事業の継続や売上の回復等のために最も適切な復旧事業としてください。

(問4) 施設の修繕ではなく、施設の建替は補助対象となるか。

(答) ○ 市町村が発行する「罹災証明」、又は、罹災証明の添付ができない場合等に提出する建築士による証明「建物被災状況報告書（福島県HPに掲載）」において、『全壊』又は『大規模半壊』と判定された場合には、修繕ではなく建替を補助対象事業とすることができます。

- また、見積比較により、修繕に要する費用よりも建替に要する費用が安価な場合には、「修繕費用よりも建替費用が安価となる合理的な理由を建築士等が説明した書類（任意様式）」の提出の上、建替を補助対象事業とすることができます。この場合、建替費用に補助率を乗じた金額が補助金額となります。
- なお、修繕よりも建替えが安価との理由で建替えを行う場合であっても、建替え後の施設の面積が被災前の施設の面積よりも増加している場合は、その増加分は補助対象となりません。

（問5）設備の修繕（修理）ではなく、設備の入替は補助対象となるか。

- （答）○ 設備メーカー等により、「修繕（修理）不能であることの証明書（任意様式）」がある場合は、設備の入替を補助対象とすることができます。入替の場合、被災前設備と同等以下の設備であることを証した書類「設備比較証明書（福島県HPに掲載）」の提出も必要となります。
- 被災前の設備が古いなど、同一の設備や同等品が手に入らない場合には、「現在入手できる設備の最低限の性能（被災前と同等でなくても可）」のものに限り、補助対象とすることができます。
- ※「最低限の性能の設備」については、現在入手できる設備の中から、合理的と思われる方法（事業に必要な性能の確保など）により、比較検討を行い、決定してください。
- また、見積比較により、修繕（修理）費用より入替費用が安価となる場合には、「専門業者による修繕（修理）より入替が安価である理由書（任意様式）」の提出の上、設備の入替を補助対象とすることができます。この場合、入替費用に補助率を乗じた金額が補助金となります。
 - なお、設備の入替に当たり、中古設備の購入も可能です。

（問6）土地の購入費は、補助対象となるか。

- （答）○ 土地の購入費は、補助対象とはなりません。

（問7）従業員へ支払う給与は、補助対象となるか。

- （答）○ 給与は、補助対象とはなりません。

（問8）被災後、空き工場を借りて事業を再開したが、家賃は補助対象となるか。

- （答）○ 家賃は、補助対象とはなりません。

(問9) 保険の対象となった施設や設備は、補助対象となるか。

(答) ○ 保険の対象となっている施設・設備も補助対象となりますが、災害保険・共済の対象である施設又は設備については、その給付金又は保険金を補助対象経費に係る自己負担分に充当し、残額が出た場合は、その2分の1を補助金額から控除します。

○ なお、被災により保険金が請求できるにもかかわらず、請求を行わない場合は、当該物件については、補助対象外となり、補助金を申請することはできません。

(問10) パソコンやルームエアコンのような電子機器や車両などは、補助対象となるか。

(答) ○ 資産計上されない備品・什器は原則として補助対象外ですが、パソコンやルームエアコンのような電子機器や車両などについては、資産計上されており、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助対象となることがありますので、個別にご相談ください。

○ なお、ソフトウェアについては、原則として補助対象とはなりません。

○ また、業務での使用が確認できなかった場合は、補助金交付後であっても補助金の返還が求められます。

(問11) 陳列されていた商品は、補助対象となるか。

(答) ○ 陳列されていた商品や在庫品、仕掛かり品や原材料などは補助対象とはなりません。

(問12) 土砂の撤去に要する費用は、補助対象となるか。

(答) ○ 土砂の撤去のみを補助対象とすることはできません。

被災した施設・設備の修繕又は入替に必要な場合に限り、付随する費用として補助対象となります。

(問13) 住居用の賃貸アパートが被災したが、補助対象となるか。

(答) ○ 住居用の賃貸アパートや賃貸マンションは補助対象とはなりません。

グループ補助金では販売目的の商品を補助対象外としており、同様に賃貸目的の施設は原則として補助対象外としています。

(問14) 駐車場は、補助対象となるか。

- (答) ○ 駐車場は、事業用資産として計上してある場合には、補助対象となる場合があります。ただし、従業員のための駐車場は福利厚生施設に該当し、補助対象となりません。
- また、月極駐車場や時間貸しの駐車場については、賃貸物件となるため、補助対象となりません。

(問15) 自社で実施した復旧工事経費は補助対象となるか。

- (答) ○ 自社で復旧工事を行った場合にも補助対象となりますが、補助対象経費から申請者自身の利益を除く必要があります。
- したがって、自社復旧の場合に対象となる経費は、材料費等の実費のみとなり、人件費等は含みません。
- 調達した資材等については、原価証明書等により調達原価であることを証明する必要があります。

(問16) 土地のかさ上げは補助対象となるか。

- (答) ○ グループ補助金は、施設・設備の復旧費用を補助対象としているため、かさ上げ等の土地の造成に要する費用については対象外となります。

(問17) 精算額が増額となった場合は、補助金は増額となるか。

- (答) ○ 交付決定額が補助金支払の上限額となりますので、原則として、精算額が増額となっても補助金額は増額とはなりません。
- なお、精算額が減額となった場合には、改めて補助金額を算出し、補助金額の確定を行います。